

## 総務省国立研究開発法人審議会議事規則

総務省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十二号。以下「審議会令」という。）第九条の規定に基づき、総務省国立研究開発法人審議会議事規則を次のように定める。

平成二十七年四月二十三日

総務省国立研究開発法人審議会長

### （目的）

第一条 総務省国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営については、この規則の定めるところによる。

### （会議の招集）

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。
- 3 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。  
なお、この会議を行った場合は、会長が招集する次の会議に報告しなければならない。

### （議長）

第三条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### （審議会への資料の提出）

第四条 審議会に対する付議にあたっては、総務大臣は、必要な資料を提出するものとする。

### （意見の聴取）

第五条 会長は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、会議の議題に関し、広く意見を聞くことができる。

- 2 審議会は、前項の意見の聴取に係る議題の調査審議に当たり、聴取した意見を参考としなければならない。

### （職員の出席）

第六条 会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させて、議題に関し説明させ、又は質疑に答えさせることができる。

(公開に関する取扱い)

第七条 会議は、原則として、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができます。

2 会議における議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、原則として、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 審議会の事務局は議事概要を速やかに作成し、審議会の承認を得て公開する。

(部会)

第八条 審議会に、次の表の上欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るもの処理することとする。

情報通信研究機構部会	国立研究開発法人情報通信研究機構
宇宙航空研究開発機構部会	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

2 部会の議事の手続その他部会の運営については、第二条から前条までの規定を準用する。

3 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って決める。

(部会の庶務)

第九条 部会の庶務は、情報通信研究機構部会に係るものについては総務省情報通信国際戦略局技術政策課において、宇宙航空研究開発機構部会に係るものについては総務省情報通信国際戦略局宇宙通信政策課において処理する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月二十三日から施行する。